様式第１の記載要領第四号の表特定農産加工品生産設備の特別償却の項を削り、同表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）の項を次のように改める。

特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備の特別償却）	平成28年旧措置法第44条の５第１項（償却費）	00451	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第44条の５第１項）	00452	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第44条の５第１項（償却費）	00590	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第44条の５第１項）	00591	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第１の記載要領第四号の表特定地域における産業振興機械等の割増償却の項中「平成27年旧措置法第45条第２項の表の第１号（」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成27年旧措置法」という。）第45条第２項の表の第１号（」に改め、同表サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却の項中「第47条第１項又は」を「平成29年旧措置法第47条第１項又は」に改め、同項の次に次のように加える。

事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第47条第１項（償却費）	00612	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00613	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第１の記載要領第四号の表特定都市再生建築物等の割増償却の項中「第47条の２第１項（償却費）（同条第３項第２号）」を「平成29年旧措置法第47条の２第１項（償却費）（同条第３項第２号）」に、「（第47条の２第３項第２号）」を「（平成29年旧措置法第47条の２第３項第２号）」に、「第47条の２第１項又は平成27年旧措置法」を「第47条の２第１項、平成29年旧措置法第47条の２第１項又は平成27年旧措置法」に、「第47条の２第３項第３号」を「第47条の２第３項第２号、平成29年旧措置法第47条の２第３項第３号」に改め、同表特定事業再編投資損失準備金の項中「第55条の３第１項」を「平成29年旧措置法第55条の３第１項」に改め、同表新幹線鉄道大規模改修準備金の項を削り、同表沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除の項から沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除の項までの規定中「所得の特別控除」を「課税の特例」に改め、同表特定の資産の買換えの場合等の譲渡の特例の項中「第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第２号）」を「平成29年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は平成29年旧措置法第65条の９（平成29年旧措置法第65条の７第１項の表の第２号）」に、「第３号イ」を「第２号イ」に、「第３号ハ」を「第２号ハ」に、「第４号」を「第３号」に、「第５号」を「第４号」に、「第６号」を「第５号」に、「第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第７号）」を「平成29年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は平成29年旧措置法第65条の９（平成29年旧措置法第65条の７第１項の表の第７号）」に、「若しくは第65条の９（第65条の７第１項の表の第８号）又は平成26年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項若しくは平成26年旧措置法第65条の９（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第８号）」を「又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第６号）」に、「第９号」を「第７号」に、「第10号」を「第８号」に、「第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第２号）」を「平成29年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は平成29年旧措置法第65条の９（平成29年旧措置法第65条の７第１項の表の第７号）」を「平成29年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第７号）」に、「若しくは第65条の９（第65条の７第１項の表の第８号）又は平成26年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項若しくは平成26年旧措置法第65条の９（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第８号）」を「又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第６号）」に、「第65条の９又は」を「第65条の９、平成29年旧措置法第65条の８第７項において準用する平成29年旧措置法第65条の７第１項若しくは平成29年旧措置法第65条の８第８項において準用する平成29年旧措置法第65条の７第９項若しくは平成29年旧措置法第65条の９又は」に改める。

様式第１の記載要領第四号の表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成29年旧措置法」という。）第68条の９第１項	10546	法規別表六の二（三）「22」の欄の金額
	第68条の９第１項	10578	
	平成29年旧措置法第68条の９第２項	10547	法規別表六の二（四）「18」の欄の金額
	第68条の９第３項	10579	
	第68条の９第６項	10548	法規別表六の二（五）「12」の欄の金額
	平成29年旧措置法第68条の９第４項第１号	10469	法規別表六の二（六）「21」の欄の金額
	第68条の９第７項	10011	

様式第１の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項中

所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成27年旧措置法」という。）第68条の10第１項及び第６項（償却費）（同条第１項第１号イ）	10414	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成27年旧措置法第68条の10第１項及び第６項（同条第１項第１号イ））	10415	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
平成28年旧措置法第68条の10第１項及び第６項（償却費）（同条第１項第１号ロ）	10549	特別償却限度額の欄の金額

を

平成28年旧措置法第68 10第１項及び第６項（ 費）（同条第１項第１号